

社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の概要

内閣官房資料

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項（※））。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）の該当条文。以下同様。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するもの限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の**提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

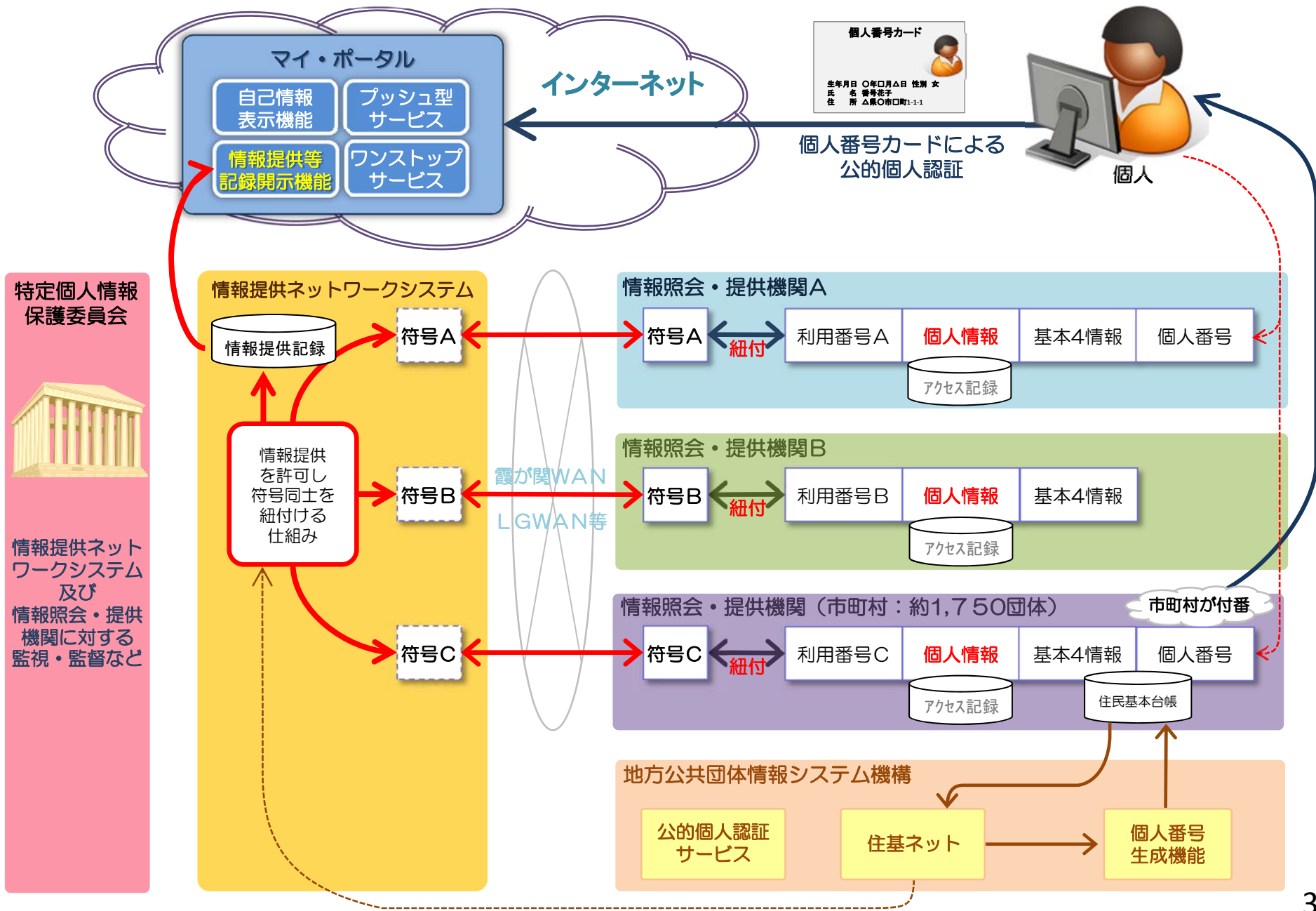
- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第56条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。 1

社会 保障 分野	年金 分野	<p><u>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
	労働 分野	<p><u>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
	福祉・医療・その他 分野	<p><u>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
税 分野	<p><u>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策 分野	<p><u>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p>	
<p>上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であつて地方公共団体が条例で定める事務に利用。</p>		

番号制度における情報連携のイメージ



社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案)

内閣官房資料

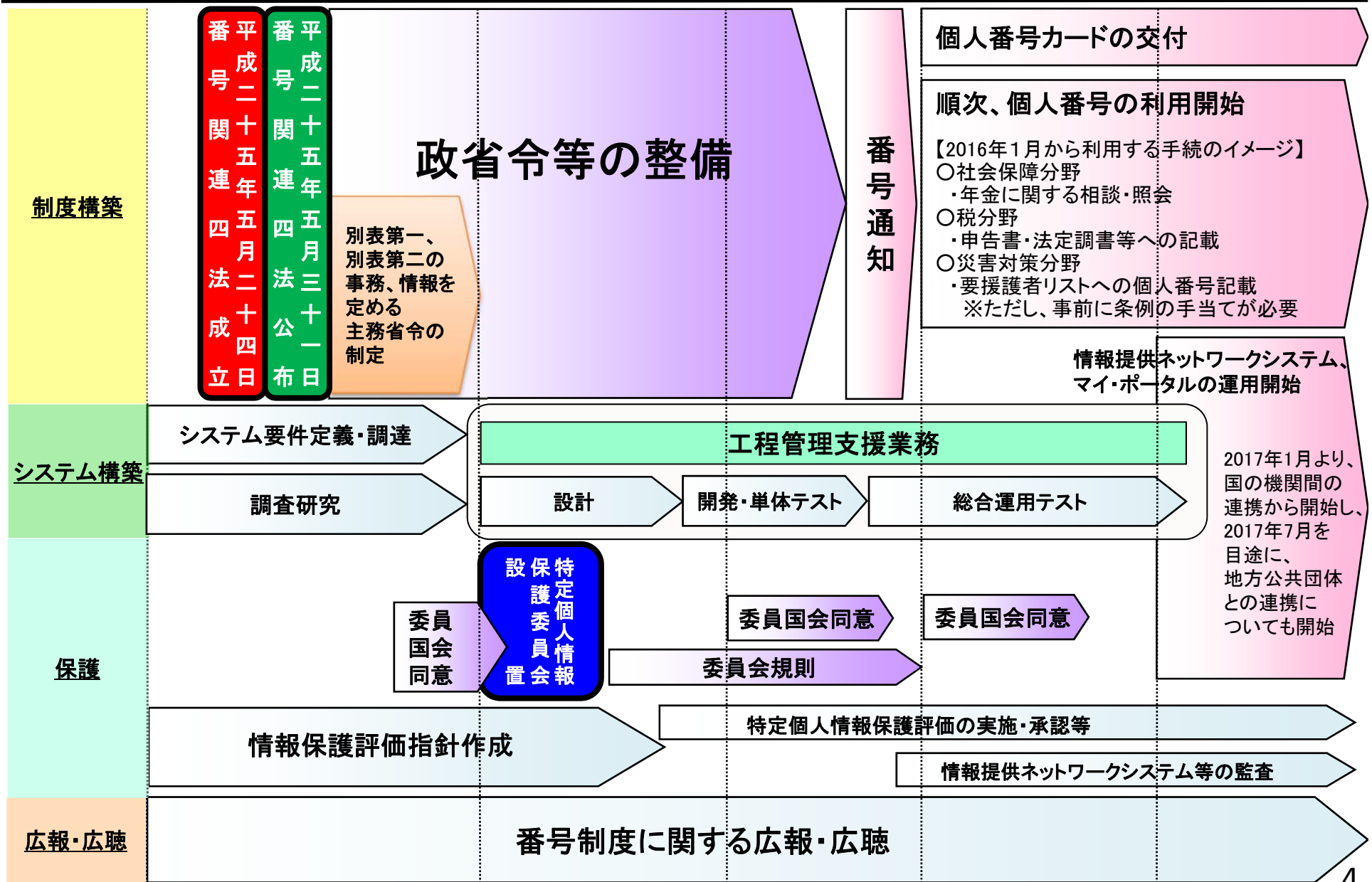
2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)



地方税分野における番号制度の利用場面

①番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

②情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

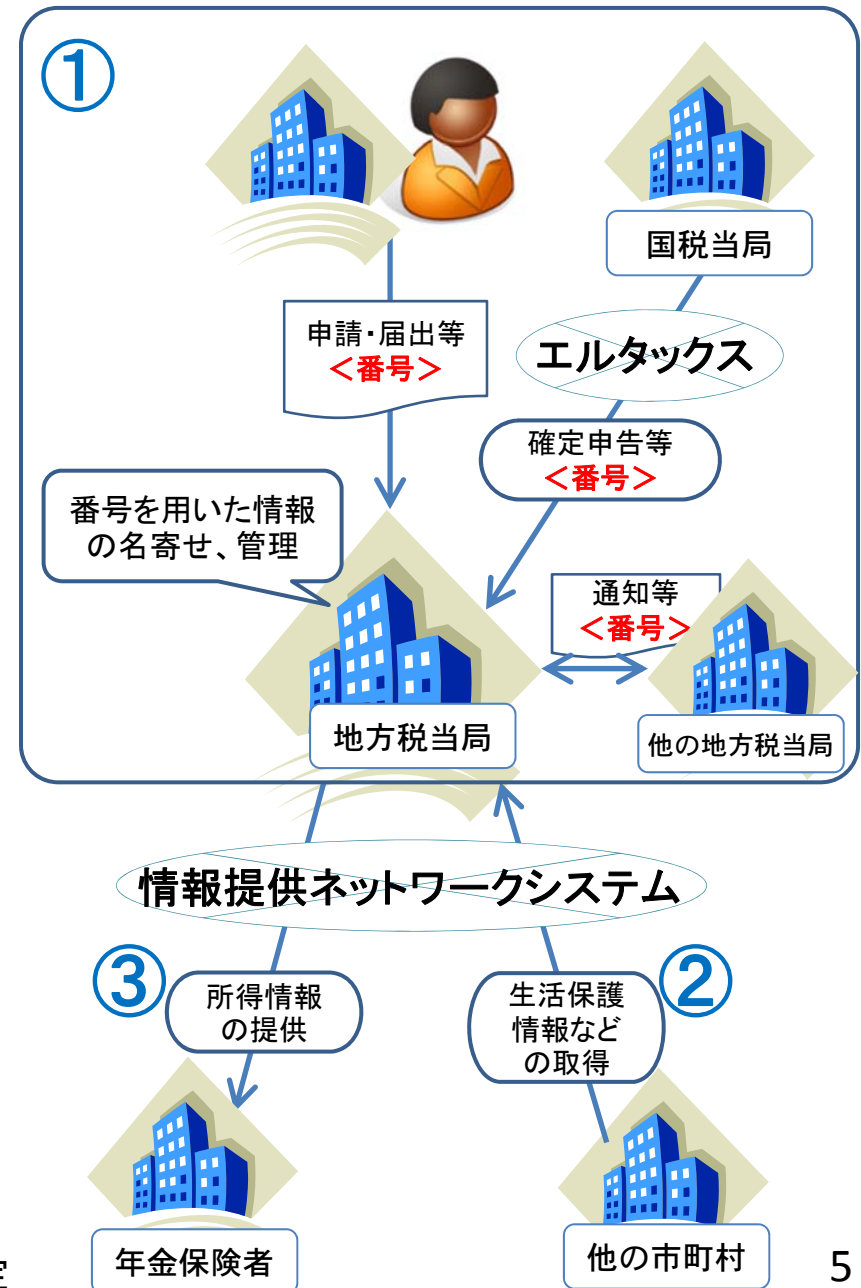
課税事務のため、現在は紙で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている生活保護の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

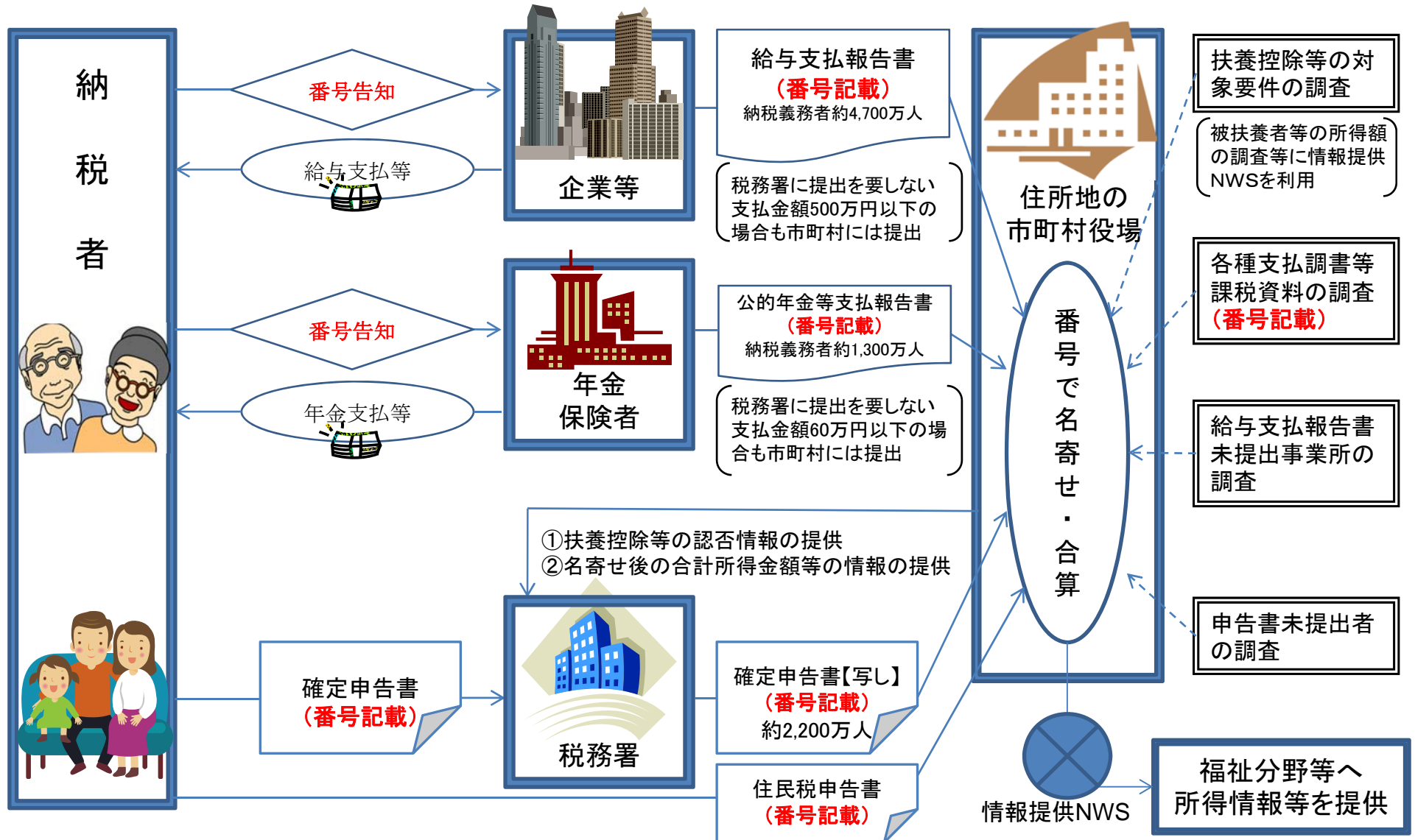
所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定



社会保障・税番号制度を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かかつ効率的に把握することが可能となる。

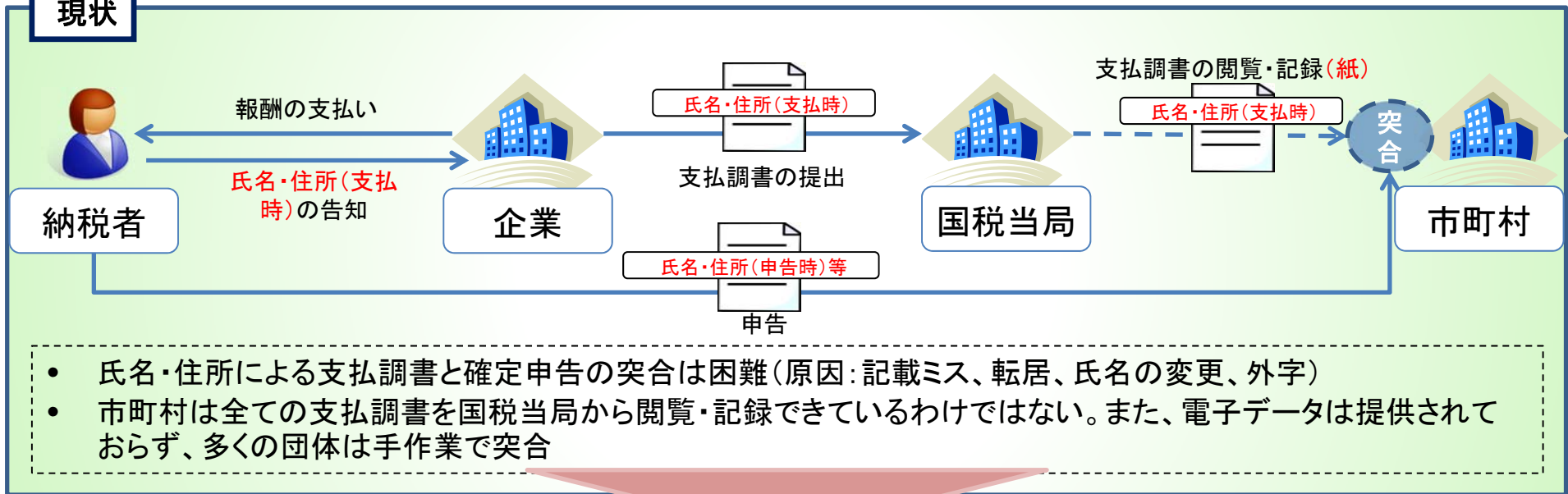


※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

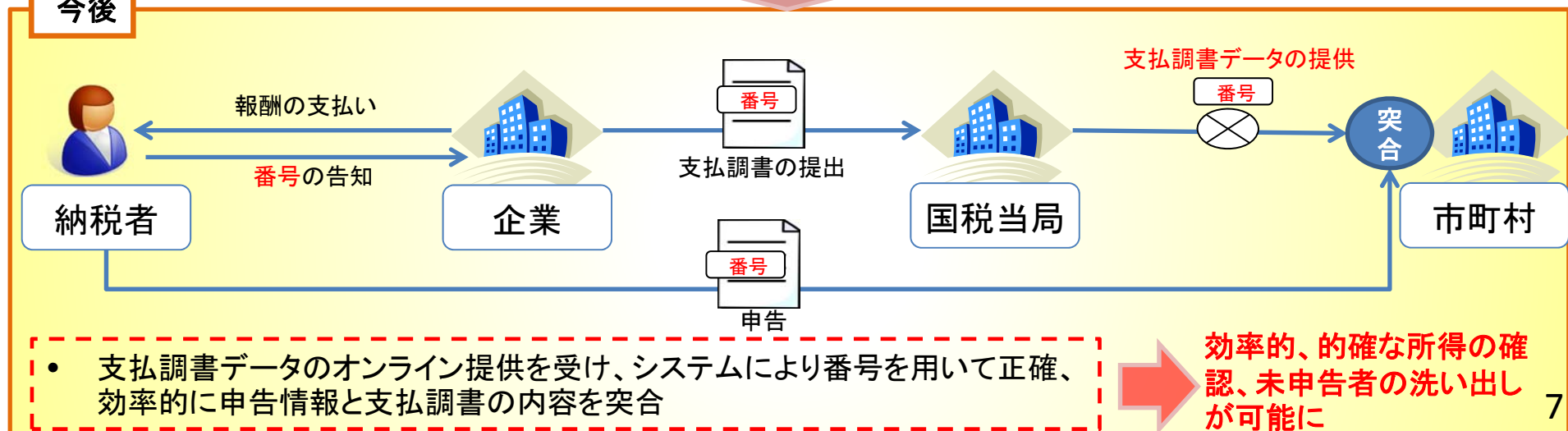
支払調書の名寄せの精度向上について

国税当局から提供される支払調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

現状



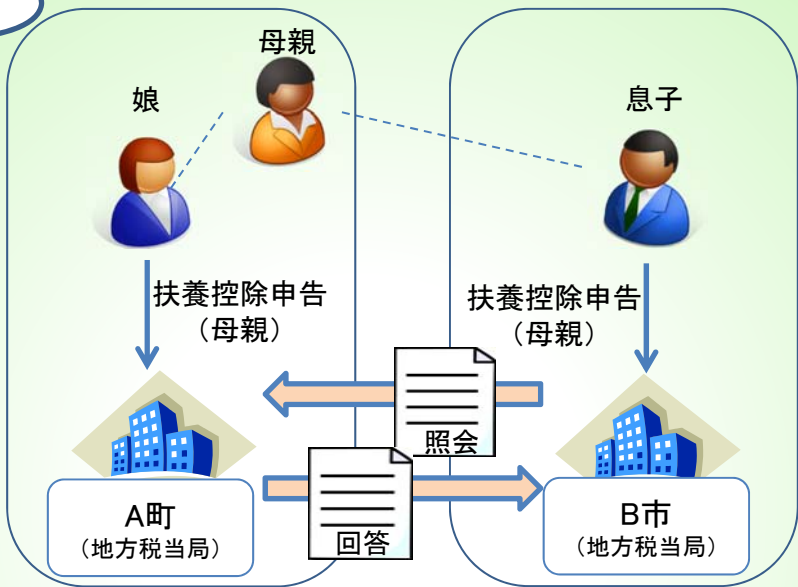
今後



扶養控除の要件の確認の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税において、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。
- このような照会を、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的に行うことができるようになり、公平で正確な税負担を実現

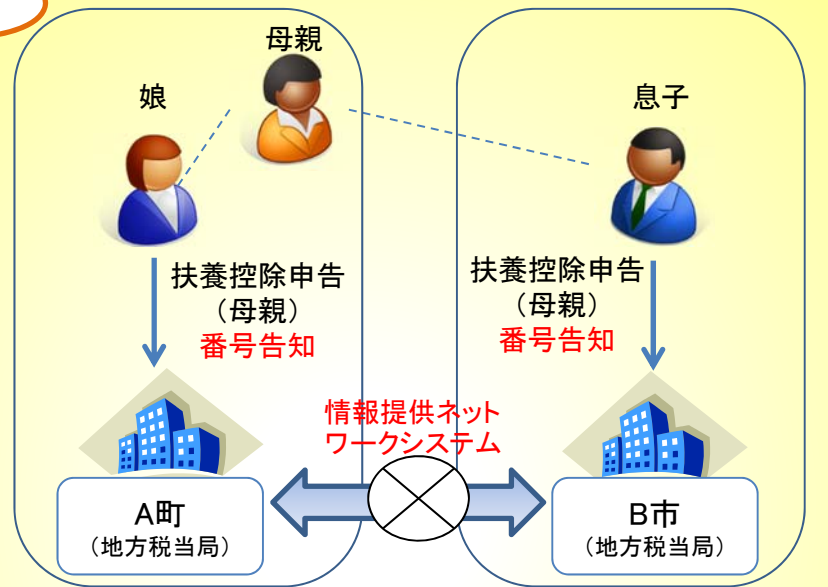
現状



B市在住の息子により被扶養者として申告されたA町に住む母親の所得(扶養の要件を越えていないか)や被扶養の状況(他の者に扶養されていないか)について、B市がA町に対し書面により照会

- ・母親の所在地の特定のため、B市は息子本人や勤め先への確認が必要
- ・B市は母親の氏名、住所をキーとして照会するため、照会を受けたA町にとって本人の特定に手間がかかる
- ・照会から回答までタイムラグ

今後



情報提供ネットワークシステムを用いることで、正確かつ効率的に照会・回答が可能に

- ・B市は番号を用いて住基ネットに照会することで、母親の所在地を正確かつ効率的に把握
- ・A町は番号をキーとして母親を正確かつ効率的に特定可能
- ・照会・回答に係る事務作業が簡略化され、効率性向上、回答に要する時間の短縮
- ・照会・回答内容がルール化、標準化され、正確性、効率性向上

番号法により情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を受ける地方税分野での事務

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ 番号法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

番号法により所得情報等の提供を予定している事務

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として115の事務が規定され、そのうち53の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
年金	厚生労働大臣	国民年金保険料の免除申請に関する事務、老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する事務、遺族厚生年金等の裁定請求に関する事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の決定に関する事務、高額医療・高額介護合算制度に関する事務、入院時食事療養費等の決定に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
福祉 (児童福祉)	都道府県知事、 市町村長	児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業、助産の実施に要する費用の徴収に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当の支給に関する事務
福祉 (老人福祉)	市町村長	老人福祉法による養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する事務
福祉 (養育医療)	市町村長	母子保健法による未熟児への養育医療の給付に関する事務
福祉 (障害者福祉)	都道府県知事、 市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
労働等 (学資の貸与)	独立行政法人 日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務



利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

参 考 资 料

目的(第1条)

- 行政機関、**地方公共団体等**が、個人番号及び法人番号を活用し、**効率的な情報の管理及び利用並びに迅速な情報の授受**を行うことができるようにすること。
- 国民が、手続きの簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段を得られるようにすること。
- 個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるように**行政機関個人情報保護法等の特例**を定めること。

定義(第2条)

- 「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、**住民票コードを変換して得られる番号**であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を**識別するために**指定されるもの。
- 「特定個人情報」とは、**個人番号**(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)を**その内容に含む個人情報**。
- 「個人番号利用事務」とは、行政機関、**地方公共団体**、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務。
- 「個人番号関係事務」とは、第9条第3項の規定により**個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用**して行う事務。
- 「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、**地方公共団体の機関**、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、**暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて**行われる第19条第7号の規定による**特定個人情報の提供**を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、管理するもの。

基本理念(第3条)

- 個人番号及び法人番号の利用は、次の事項を旨として、行わなければならない。
 - ① 行政事務の処理において、事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上に資すること。
 - ② 情報提供ネットワークシステム等を利用して、情報を供することで、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
 - ③ 重複した情報の提供の求めを避け、国民の負担の軽減を図ること。
 - ④ 個人情報の法定の範囲を超えた利用、又は漏えいがないよう、管理の適正を確保すること。
- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運用の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならないものとする。

国の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力(第4条~第6条)

- 国は、①基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施する。
②教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深める。
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施する。
- 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努める。

指定及び通知、番号の生成(第7条・第8条)

- 市町村長は、地方公共団体情報システム機構から通知された個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、通知カードにより通知する。
- 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知する。
- 市町村長は、個人番号を指定するときは、地方公共団体情報システム機構に対し、住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求める。
- 地方公共団体情報システム機構が生成する個人番号とすべき番号は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるもので、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないものとする。
- これらの市町村の事務は、法定受託事務とする。(第63条)

利用範囲(第9条)

- 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者は、同表下欄に掲げる事務の処理に関して、必要な限度で、個人番号を利用することができる。当該事務の委託を受けた者も、同様とする。
- 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して、必要な限度で、個人番号を利用することができる。当該事務の委託を受けた者も、同様とする。
- 健康保険法、相続税法、厚生年金保険法、租税特別措置法、所得税法、雇用保険法等の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関等が事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出を事務を行う者は、必要な限度で、個人番号を利用することができる。当該事務の委託を受けた者も、同様とする。
- 所得税法第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者は、激甚災害が発生したとき等は、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- このほか、第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

再委託、委託先の監督、個人番号利用事務実施者等の責務(第10条~第13条)

- 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。
- 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 個人番号利用事務等実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、**同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連絡して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。**

提供の要求、提供の求めの制限、本人確認の措置(第14条~第16条)

- 個人番号利用事務等実施者は、当該事務等処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供、機構に対し機構保存本人確認情報(個人番号+基本4情報)の提供を求めることができる。
- **何人も、法定の場合を除き、他人(同一の世帯に属する者を除く)に対し、個人番号の提供を求めてはならない。**
- 個人番号利用事務等実施者は、**本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード若しくは通知カード及び証明書類の提示を受けること又は本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。**

個人番号カードの交付等、利用(第17条・第18条)

- **市町村長**は、申請により、**個人番号カード**(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載、本人の写真が表示、これらの事項等が電磁的方法により記録)を**交付**する。
- 個人番号カードを交付する場合において、**市町村長**は、**通知カードの返納**を受けなければならない。
- 個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、個人番号カードを提出しなければならない。
- 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。
- これらの市町村の事務は、**法定受託事務**とする。(第63条)
- ①**市町村の機関**は、地域住民の利便性の向上に資するものとして**条例**で定める事務に、②特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関・地方公共団体・民間事業者等の政令で定めるものは、当該事務につき、**個人番号カードのICチップの空き領域**を利用することができる。

特定個人情報の提供の制限(第19条)

- 何人も、次の場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
 - ① 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
 - ② 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
 - ③ 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
 - ④～⑥ 略
 - ⑦ 別表第二の第一欄に掲げる者(情報照会者)が、第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第二欄に掲げる事務を処理するために必要な第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
 - ⑧ 略
 - ⑨ 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
 - ⑩～⑫ 略
 - ⑬ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ⑭ その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

収集等の制限(第20条)

- 何人も、法定された場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

情報提供ネットワークシステム、特定個人情報の提供等、秘密の管理等(第21条~第25条)

- 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、管理する。
- 情報提供者は、情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の提供を求められた場合、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。
- 情報照会者及び情報提供者は、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録し、一定期間保存しなければならない。
- 総務大臣、情報照会者、情報提供者は、情報提供等事務に関する秘密について、漏えいの防止等のために、電子計算機の安全性、信頼性を確保しなければならない。
- 情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者は、業務に関して知り得た秘密を漏らし、盗用してはならない。

特定個人情報ファイル保有の指針、特定個人情報保護評価等(第26条~第28条)

- **特定個人情報保護委員会**は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための**指針**を作成し、公表する。
- **行政機関の長等**は、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき(重要な変更をするとき)は、当該ファイルを保有する前に、**評価書**を公示し、広く国民の意見を求める。
- 行政機関の長等は、**評価書**について**特定個人情報保護委員会の承認**を受ける。
- 個人番号利用事務等実施者は、法定の場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

行政機関個人情報保護法等の特例等(第29条~第35条)

- 行政機関、独立行政法人等が保有する特定個人情報並びに情報提供記録に関し、利用及び提供の制限、開示請求等に係る特例を定める。
 - ・ 情報提供ネットワークシステム上の情報提供記録について、マイ・ポータル又はその他の方法により開示を行う。
 - ・ 任意代理人による特定個人情報の開示請求等を可能とする。
 - ・ 本人の同意があっても特定個人情報の第三者への目的外提供は、原則禁止とする。
- **地方公共団体は、この法律の規定等の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いが確保され、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずる。**
- 個人番号取扱事業者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止 その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

組織(第36条~第49条)

- 内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、**特定個人情報保護委員会**を設置する。
(いわゆる三条委員会)
- 所掌事務
 - ① 特定個人情報の取扱いに関する**監視**又は**監督**及び**苦情の申出**についての**あっせん**。
 - ② **特定個人情報保護評価**
 - ③ 特定個人情報の保護についての**広報**及び**啓発**
 - ④ ①~③のための**調査**及び**研究**
 - ⑤ 所掌事務に係る**国際協力**
 - ⑥ ①~⑤のほか、法令に基づき委員会に属させられた事務
- 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。
- 委員会は、委員長及び委員6人をもって組織する。
- 委員長及び委員は、両議員の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 委員長及び委員の任期は、5年とする。
- 委員長及び委員は、法定の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。
- 委員長及び委員は、在任中、政治運動等を禁止する。
- 委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

業務、雑則(第50条~第57条)

- 委員会は、必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱い及び特定個人情報とともに管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、必要な**指導**及び**助言**をすることができる。
- 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して違反行為をした者に対し、当該違反行為の中止等を**勧告**及び勧告に係る措置をとるべきことを**命令**することができる。
- 委員会は、特定個人情報と取り扱う者等に対し、**報告**若しくは**資料の提出**を求め、又は**立入検査**を行うことができる。
- 委員会は、情報提供ネットワークシステム等の構築及び維持管理に関し、総務大臣等に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。
- 委員会は、**内閣総理大臣**に対し、**意見を述べる**ことができる。
- 委員会は、毎年、**国会**に対し**所掌事務の処理状況を報告**し、概要を公表しなければならない。
- 委員会は、規則を制定することができる。

通知、情報提供の求め、資料の提供等(第58条~第61条)

- **国税庁長官**は、国の機関、地方公共団体、設立の登記をした法人、人格のない社団等に対して、**法人番号を指定し、通知する。**
- 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得たものに限る。
- 行政機関の長、**地方公共団体の機関**又は独立行政法人等は、他の行政機関の長等に対し、**特定法人情報の提供を求めるときは、法人番号を通知してする。**
- 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。
- 国税庁長官は、法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法に規定する会社法人等番号等の提供を求めることができる。

指定都市の特例、事務の区分等(第62条~第66条)

- 指定都市の特例を定める。
- 個人番号の指定、通知カードによる通知、個人番号の生成の求め、個人番号カードの交付は、**法定受託事務**とする。

個人番号を利用する者に関する罰則(第67条~第69条・第71条)

- 個人番号利用事務等に従事する者等が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供。
→ 4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
- 個人番号利用事務等に従事する者等が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供・盗用。
→ 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
- 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者等が、同事務に関する秘密の漏えい・盗用。
→ 3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
- 国の機関等の職員が、職務以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集。
→ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

個人番号等を不正に取得する行為等に対する罰則(第70条・第75条)

- 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為等により、個人番号を取得。
→ 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
- 偽りその他の不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受ける行為。
→ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

特定個人情報保護委員会に関する罰則(第72条~第74条)

- 委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用。
→ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 委員会から命令を受けた者が、命令に違反。
→ 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 委員会による検査の対象者が、不報告、資料の不提出、虚偽の報告、虚偽の資料提出、質問への不答弁・虚偽の答弁、検査拒否・妨害・忌避。
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※上記については、必要に応じて、**国外犯処罰規定**(第76条)、**両罰規定**(第77条)を規定。

施行期日、準備行為、経過措置、政令への委任(第1条~第5条)

検討等(第6条)

- 政府は、法施行後3年を目途として、法律の施行状況等を勘案し、**個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報の提供範囲の拡大、特定個人情報以外の情報の提供への情報提供ネットワークシステムの活用**について検討を加え、所要の措置を講ずる。
- 政府は、法施行後1年を目途として、法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、**特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督**に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、所要の措置を講ずる。
- 政府は、特定個人情報保護委員会の行う特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督について、**必要な人的体制の整備、財源の確保**について検討を加え、所要の措置を講ずる。
- 政府は、**本人確認措置に係る新たな認証技術の導入**について検討を加え、所要の措置を講ずる。
- 政府は、法施行後1年を目途として、**情報提供等記録開示システムの設置及びその活用等**を図るために必要な措置を講ずる。
- 政府は、適時に、情報提供等記録開示システムを利用して、次に掲げる手続又は行為を行うことについて検討を加え、所要の措置を講ずる。
 - ① 個人情報の開示に関する手続(**自己情報表示機能**)
 - ② 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、本人が希望し、又は本人の利益になる情報を提供すること(**プッシュ型サービス**)
 - ③ 同一の事項が記載された書面を個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること(**ワンストップサービス**)
- 政府は、適時に、地方公共団体に対し、**複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進**について必要な情報の提供、助言その他の協力を行う。

番号法（抄）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 略

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 略

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九～十四 略

番号法（抄）

別表第一（第九条関係）

十六 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
十七 国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十九 都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係） ※地方税分野が提供を受けるもの。

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十七 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
二十八 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
二十九 厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの